

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 水道事業

第1節 給水装置の工事及び費用(第3条—第14条)

第2節 給水(第15条—第23条)

第3節 貯水槽水道(第24条・第25条)

第4節 水道料金、加入金及び手数料(第26条—第32条)

第5節 管理(第33条—第38条)

第3章 水道用水供給事業(第39条—第47条)

第4章 雜則(第48条—第50条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、奈良県広域水道企業団(以下「企業団」という。)が行う水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項並びに水道用水供給事業の水道用水の供給(以下「用水供給」という。)についての料金その他の供給条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第2章 水道事業

第1節 給水装置の工事及び費用

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防又は消防の演習用に使用するもの

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)を行おうとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事の費用の負担)

第5条 給水装置工事に要する費用は、前条の規定により給水装置工事を申し込んだ者(以下「工事申込者」という。)の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるものについては、企業団の負担とすることができる。

(給水装置工事の施行)

第6条 給水装置工事は、企業長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由があるときは、企業長が施行することができる。

2 指定給水装置工事事業者は、前項本文の規定により給水装置工事を施行する場合は、あらかじめその設計について企業長の設計審査(材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により給水装置工事を施行する場合において、企業長は、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定等)

第7条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。

2 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようとするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

3 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

4 第2項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 第6条第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の納入)

第9条 工事費は、企業長が別に定める期限までに工事申込者が納入しなければならない。

(給水装置の所有権移転の時期等)

第10条 第6条第1項ただし書の規定により企業長が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、当該給水装置の管理は、工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費が未納の場合の措置)

第11条 工事申込者が工事費を第9条の期限までに納入しないときは、企業長は、当該給水装置を撤去することができる。

2 企業長は、前項の規定により給水装置を撤去した場合において生じた損害については、賠償の責めを負わない。

(附帯工事の施行)

第12条 第6条第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事のため、建造物等の復旧を要する場合は、工事申込者において当該復旧に要する工事を施行するものとする。

(給水装置工事の申込みを承認しない場合)

第13条 企業長は、配水管の施設がない場所である場合その他やむを得ない場合においては、第4条の規定による申込みを承認しないことができる。ただし、工事申込者が当該申込みに係る給水装置工事の工事費のほか、所要の費用を負担するときは、この限りでない。

2 前項の所要の費用は、第8条に規定する工事費の算出の方法に準じて算定した当該給水装置に必要な配水管の工事に要する費用とする。

(給水装置の変更の工事)

第14条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がない場合であっても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要した費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第2節 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他のやむを得ない事情がある場合又は法令若しくはこの条例の規定による場合を除き、制限し、又は停止しないものとする。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び日時を定めて、その都度、これらを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止したため損害が生ずることがあっても、企業団はその賠償の責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代表者の選定)

第17条 企業長は、水道の使用等に関する事項を処理させるため、次の各号のいずれかに該当する者に代表者の選定を求めることができる。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共同で使用する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、企業長が必要と認めた者

2 企業長は、前項の規定により選定された代表者を不適当と認めたときは、代表者を変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は代表者若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に貸与し、保管させる。

2 前項の規定による保管を行う者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 第1項の規定による保管を行う者は、前項の規定による管理義務を怠ったことにより、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更し、又は複数の用途で使用しようとするとき。

(3) 給水装置の種別を変更するとき。

(4) メーターの口径を変更するとき。

(5) 共用給水装置を使用する戸数を変更するとき。

(6) 消防の演習用に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

(1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習用に使用する場合のほかは、使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、及び水の正常な計量に対し支障がないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を要する場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるものについては、企業団の負担とすることができる。

3 第1項の規定による管理義務を怠ったため生じた損害については、水道使用者等が、その損害額を弁償しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該請求をした者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。ただし、企業長が特に認める場合は、この限りでない。

第3節 貯水槽水道

(貯水槽水道についての指導等)

第24条 企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言又は勧告を行うことができる。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第25条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理について検査を受けるよう努めなければならない。

第4節 水道料金、加入金及び手数料

(水道料金の支払義務)

第26条 水道の使用に係る料金(以下「水道料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、水道料金の納入について、連帯債務者とする。

3 第20条第1項の規定による水道の使用をやめる旨の届出がないときは、水道を使用しない場合でも、水道料金を徴収する。

(水道料金の額)

第27条 水道料金の額は、別表第1に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(水道料金の算定)

第28条 水道料金は、隔月の定例日(水道料金の算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日をいう。次項において同じ。)に、メーターによる計量を行い、その日の属する月分及び前月分として算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなし、1立方メートル未満の端数がある場合は、当該端数を計量を行った日の属する月の前月分に加算する。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に計量を行い、その日を定例日とみなして水道料金を算定することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、毎月あらかじめ定めた日にメーターによる計量を行い、その日の属する月分として水道料金を算定することができる。
- 4 給水を中止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、使用水量を計量し、水道料金を算定する。
(使用水量又は用途の認定)

第29条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又はその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (4) 異なる用途で水道を使用するとき。

(水道料金の徴収方法)

第30条 水道料金は、納入通知書又は口座振替(自動払込みを含む。)の方法により徴収する。ただし、企業長が必要と認めたときは、企業長が別に定める方法により徴収することができる。

- 2 水道の使用をやめたとき、又は第35条の規定により給水を停止されたときの水道料金は、その都度徴収する。
- 3 水道料金の納期限は、企業長が別に定める。
(加入金)

第31条 給水装置の新設及びメーターの口径の増加を行う場合は、その申込みをした者から、企業長が定める時期に、加入金を徴収する。

- 2 給水装置の新設の申込みをした者から徴収する加入金の額は、当該新設の申込みに係るメーターの口径に応じ別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。
- 3 メーターの口径の増加の申込みをした者から徴収する加入金の額は、当該増加の申込みに係るメーターの口径に応じ別表第2に定める額と当該者が当該申込みを行った際に使用していたメーターの口径に応じ同表に定める額との差額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。
- 4 既に徴収した加入金は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第32条 手数料の種類及び金額は、次の表のとおりとし、申請等をした者から当該申請等の際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、申請等の後に徴収することができる。

種類	金額(1件につき)
指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新の手数料	10,000円
<u>第6条第2項</u> の設計審査の手数料	2,000円
<u>第6条第2項</u> の工事検査の手数料	3,000円
<u>第34条第2項</u> の規定による確認の手数料	10,000円

- 2 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5節 管理

(給水装置の検査等)

第33条 企業長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

- 2 水道使用者等が前項の規定により指示した措置をしないときは、企業長が代わってこれをすることができる。
- 3 前項の措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。
(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 企業長は、給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、使用中の給水装置の構造及び材質が同条に規定する基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

- 2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省

令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その事実の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、工事費、第22条第2項の修繕に要する費用、水道料金、第31条の加入金又は第32条の手数料を指定された期限までに納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由なく、第28条の計量又は第33条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第36条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置が使用されていないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来の使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置工事を施行した者
- (2) 第6条第1項に規定する者以外の者で、給水装置工事を施行したもの
- (3) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査を受けないで給水装置工事を施行した者
- (4) 正当な理由なく、第18条第2項の規定によるメーターの設置、第28条の計量、第33条第1項の検査又は第35条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (5) 第22条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (6) 水道料金、第31条の加入金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反した者

(水道料金等の徴収を免れた者に対する過料)

第38条 詐欺その他不正の行為によって水道料金、第31条の加入金又は第32条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

第3章 水道用水供給事業

(用水供給の申込み及び承認)

第39条 用水供給を受けようとする市町村(以下「受水市町村」という。)は、毎年度、年間(企業長が別に定める期間をいう。次項において同じ。)の受水量を定めて企業長に申し込まなければならない。

2 企業長は、前項の規定による申込みを受けたときは、年間の受水量を決定し、用水供給を承認する。

(工事の承認)

第40条 受水市町村は、用水供給を受けるための水道施設(以下「受水施設」という。)について新設、増設、改良、維持、撤去等の工事を施行しようとするときは、あらかじめ企業長の承認を受けなければならない。

(受水施設の維持管理)

第41条 受水市町村は、適切に受水施設を管理し、受水施設に異状があると認めるときは、直ちに企業長にその旨を通報するとともに、修繕その他の必要な措置を講じなければならない。

(用水供給の原則)

第42条 用水供給は、非常災害、異常渇水、水道施設の損傷その他のやむを得ない事情がある場合又は法令若しくはこの条例の規定による場合を除き、制限し、又は停止しないものとする。

2 用水供給を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめ受水市町村に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 用水供給を制限し、又は停止したため損害を生ずることがあっても、企業団はその賠償の責めを負わない。

(適正使用の原則)

第43条 企業長は、用水供給の適正を図るため必要があると認めるときは、受水市町村に対し、受水の方法の改善その他の必要な措置を指示することができる。

(受水量の測定)

第44条 受水量は、毎月あらかじめ企業長が定めた日に、量水器により測定する。ただし、量水器の故障その他のやむを得ない事由により受水量を測定することができないときは、企業長が受水量を認定する。

(用水供給料金の額)

第45条 用水供給に係る料金(以下「用水供給料金」という。)の額は、前月の測定日からその月の測定日までの受水量(以下「月間受水量」という。)に1立方メートル当たり136円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、前年の4月分からその年の3月分までの月間受水量の合計水量(以下「年間受水量」という。)が第39条第2項の規定により用水供給を承認された年間の受水量(以下「年間承認受水量」という。)に達

しないときは、3月分の用水供給料金の額は、3月分の月間受水量に年間承認受水量と年間受水量との差の水量を加えて得た水量に1立方メートル当たり136円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

- 3 7月分から9月分までの月間受水量のうち最大のもの(以下「最大月間受水量」という。)が年間承認受水量の120分の14に相当する水量を超える場合における前項の規定の適用については、最大月間受水量の14分の120に相当する水量を年間承認受水量とみなす。ただし、受水市町村は、非常災害、大規模な漏水事故その他のやむを得ない事情があった場合は、最大月間受水量について企業長に協議することができる。

(用水供給料金の納期限)

- 第46条 受水市町村は、その月分の用水供給料金を翌月の末日(以下「納期限」という。)までに納入しなければならない。

(延滞金)

- 第47条 企業長は、受水市町村が用水供給料金を納期限までに納入しなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該用水供給料金の額に年10.75パーセントの割合(うるう年は、平年と同様に扱う。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を延滞金として徴収する。ただし、延滞金の額が10円未満であるときは、この限りでない。

- 2 企業長は、受水市町村が用水供給料金を納期限までに納入しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

第4章 雜則

(証明手数料)

- 第48条 水道事業及び用水供給事業に関する証明に係る手数料(以下「証明手数料」という。)の額は、300円とし、当該証明の申請をした者から当該申請の際に徴収する。ただし、徴収することが適当でないと企業長が認める事務については、証明手数料を徴収しない。

- 2 既に徴収した証明手数料は、還付しない。

(水道料金、加入金、手数料等の減免)

- 第49条 企業長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない水道料金、加入金、手数料その他の費用(用水供給料金を除く。)を減額し、又は免除することができる。

(委任)

- 第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(処分、申込み等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前に構成団体(奈良県広域水道企業団規約(令和6年11月1日総行市第130号)第2条に規定する構成団体をいう。以下同じ。)において定められていた水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項又は水道用水供給事業の用水供給についての料金その他の供給条件等に関する条例(以下「構成団体条例」という。)の規定により構成団体がした処分その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定により企業長がした処分その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に構成団体条例の規定により構成団体に対してされている申込みその他の行為は、この条例の相当の規定により企業長に対してされた申込みその他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行前に構成団体条例の規定により構成団体の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行の際現にその手続がされていないものについては、この条例の相当の規定により企業長に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、その手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

(水道料金に関する経過措置)

- 5 令和7年4月分から令和12年3月分までの水道料金(構成団体条例の規定に定めのあるメーターの口径に係るものに限る。)における第27条の規定の適用については、同条中「別表第1に定める額」とあるのは、「別表第1に定める額(当該額が附則第2項に規定する構成団体条例の規定の例により算定される額を超える場合にあっては、当該算定される額)」とする。

(大淀町域内の水道料金の額に関する特例)

- 6 大淀町域内の水道料金の額は、当分の間、第27条及び前項の規定にかかわらず、附則別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

- 7 前項の規定は、令和7年5月1日以後にメーターによる計量を行い算定する大淀町域内の水道料金について適用し、同日前に計量を行い算定する大淀町域内の水道料金については、大淀町において定められていた水道料金に関する条例の規定の例による。

(加入金に関する経過措置)

- 8 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に構成団体条例の規定により徴収すべきであった加入金については、企業長が別に定める日までの間、なお構成団体条例の規定の例による。
- 9 施行日から令和12年3月31日までの間に給水装置の新設の申込み(構成団体条例の規定に定めのあるメーターの口径に係るものに限る。)をした者から徴収する加入金における第31条第2項の規定の適用については、同項中「別表第2に定める額」とあるのは、「別表第2に定める額(当該額が附則第2項に規定する構成団体条例の規定の例により算定される額を超える場合にあっては、当該算定される額)」とする。
- 10 施行日から令和12年3月末日までの間にメーターの口径の増加の申込み(構成団体条例の規定に定めのあるメーターの口径に係るものに限る。)をした者から徴収する加入金における第31条第3項の規定の適用については、同項中「別表第2に定める額」及び「同表に定める額」とあるのは、「別表第2に定める額(当該額が附則第2項に規定する構成団体条例の規定の例により算定される額を超える場合にあっては、当該算定される額)」とする。
(分担金に関する経過措置)
- 11 当分の間、企業長が別に定める給水区域において給水装置の新設を行う場合は、その申込みをした者から分担金を徴収する。
- 12 前項の分担金の徴収に關し必要な事項は、企業長が別に定める。
(手数料に関する経過措置)
- 13 施行日前において構成団体条例の規定により徴収すべきであった手数料については、なお構成団体条例の規定の例による。
(過料に関する経過措置)
- 14 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお構成団体条例の規定の例による。
(用水供給料金に関する経過措置)
- 15 令和7年4月分の用水供給料金における第45条第1項の規定の適用については、同項中「136円」とあるのは「136円(令和7年3月の測定日から同月末日までの受水量については、1立方メートル当たり130円)」とする。

附則別表(附則第6項関係)

1 基本料金

メーターの口径	金額(1か月につき)	
	一般用	浴場用
13ミリメートル	600円	14,600円
20ミリメートル	720円	14,720円
25ミリメートル	1,872円	15,872円
30ミリメートル	2,160円	16,160円
40ミリメートル	4,320円	18,320円
50ミリメートル	7,320円	21,320円
75ミリメートル	16,320円	30,320円

2 従量料金

メーターの口径	使用水量	単価(1立方メートルにつき)	
		一般用	浴場用
13ミリメートルから25ミリメートルまで	5立方メートルを超える20立方メートルまで	100円	徴収しない
	20立方メートルを超える50立方メートルまで	125円	徴収しない
	50立方メートルを超える100立方メートルまで	145円	徴収しない
	100立方メートルを超える500立方メートルまで	165円	52円
	500立方メートルを超える1,000立方メートルまで	185円	52円
	1,000立方メートルを超えるもの	205円	52円
30ミリメートルから75ミリメートルまで	20立方メートルまで	100円	徴収しない
	20立方メートルを超える50立方メートルまで	125円	徴収しない
	50立方メートルを超える100立方メートルまで	145円	徴収しない
	100立方メートルを超える500立方メートルまで	165円	52円
	500立方メートルを超える1,000立方メートルまで	185円	52円
	1,000立方メートルを超えるもの	205円	52円

備考

- 1 水道料金は、この表の基本料金と従量料金の合計とする。

- 2 「一般用」とは、浴場用以外に使用するものをいう。
- 3 「浴場用」とは、公衆浴場法(昭和23年法律139号)第1条第1項に規定する公衆浴場であつて物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められている浴場又は住民の保健衛生の向上及び生活環境の改善等を図るために大淀町の条例に基づき設置される浴場に使用するものをいう。

別表第1(第27条関係)

1 基本料金

メーターの口径	金額(1か月につき)	
	一般用	浴場用
13ミリメートル	390円	270円
20ミリメートル	870円	370円
25ミリメートル	1,440円	420円
30ミリメートル	2,170円	600円
40ミリメートル	3,920円	600円
50ミリメートル	6,830円	600円
75ミリメートル	15,530円	600円
100ミリメートル	28,690円	600円
150ミリメートル	65,280円	600円
200ミリメートル	118,230円	600円

2 従量料金

使用水量	単価(1立方メートルにつき)	
	一般用	浴場用
10立方メートルまで	85円	60円
10立方メートルを超える20立方メートルまで	147円	60円
20立方メートルを超える30立方メートルまで	184円	60円
30立方メートルを超える50立方メートルまで	242円	60円
50立方メートルを超える100立方メートルまで	300円	60円
100立方メートルを超える500立方メートルまで	358円	60円
500立方メートルを超えるもの	416円	60円

備考

- 水道料金は、この表の基本料金と従量料金の合計とする。
- 「一般用」とは、浴場用以外に使用するものをいう。
- 「浴場用」とは、公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であつて物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められている浴場又は住民の保健衛生の向上及び生活環境の改善等を図るために構成団体の条例に基づき設置される浴場に使用するものをいう。

別表第2(第31条関係)

メーターの口径	金額(1か所につき)
13ミリメートル	146,000円
20ミリメートル	222,000円
25ミリメートル	355,000円
30ミリメートル	527,000円
40ミリメートル	969,000円
50ミリメートル	1,559,000円
75ミリメートル	3,730,000円
100ミリメートル	6,814,000円
150ミリメートル	15,944,000円
200ミリメートル	29,291,000円